

# 『靈異記』にみる逆をつく譬え

三 品 泰 子

——仏教説話集における「譬喻」とは何か——

## 語りえぬものと「譬喻」

仏教では、仏の究極の真理は仏の言語でしか語りえず、人間の言語では語りえぬものとされている。あえて語るには、語りうる領域の物事の話に置き換えて、譬えによって近似値的に近づくしかない。

こうしたことは仏教に限らず、日本の古代文学の表現にも見出せる。例えば、枕詞である。「そらみつ」という謎めいた言葉をめぐって、神武紀は「空（より）見つ」と解説し、柿本人麿は五七音韻律に合せて「そらにみつ」と五音に作り変えて

「空に満つ」と解説する（万葉1・二九）が、これについて森

可思議な音の連続に対し、人間の言語の音でもって近づこうとするときの方便である。方便としての譬喻は、歌においては枕詞という形をとったり、神話においては地名起源という形をとつたりすることが、森朝男氏や近藤信義氏の研究で論じられてきた。しかしそうした研究史の中で射程に入っていないのが、仏典や仏教説話集における譬喻の問題である。そこで本稿では、「日本靈異記」を取り上げ、仏教説話集における譬喻について考えてみようと思う。

## 『靈異記』の因果と逆説的譬喻

「靈異記」は、仏典がそうであるように、豊富な譬喻に溢れている。なかでも目とまるのは、不可思議な因果の理法を説くとき、逆説的な譬喻によって語っていることである。

中巻・序に、

朝男氏は、「謎ことばの解説には、その全体ないし部分に既知の（既製の）ことばを当てはめていてみる、という手続きを踏むらしいことが分る。それは当然幾重にも繰返されるはずである。……そうした試みの繰返しを通して解説が正解に近づくとするなら、解説はつねに近似値的でしかないはずであり、既知のことはを当てはめていくとすれば、解説は比喩であることになる。」と説明する。

譬へば押さば向ひ依り、牽かば避け斥き、加へば損減し、除かば満益するが如し。

とある。因果の理法を何かの物の動きに置き換えて説いているのだが、その動き方たるや不可思議である。遠くに押しやつたら目の前にあり、近くに引き寄せたら遠くにあり、加えたら減つていて、減らせば逆に増えている、という。まるで人の裏をかく謎めのようだ。こうした逆を言っていく譬喻を通して、人の理解を超えた、意外性に満ちた因果の理法に近づこうとしている。

【靈異記】の因果は、いわゆる因果律といわれるもののように、ある因に対しても一定の果が訪れるという固定的に見えるものもあるが、そういうものばかりでもない。例外的であつたり、来るべき果が途中で変更され新たな因果のコースに進み始める。そして、思いがけなさをもつ因果は、右に引用した中卷・序の文と同様に、逆説的譬喻によって説かれる。

たとえば上巻・第四「聖德皇太子、異しき表を示す縁」(標題)は、「隠身の聖」という存在がいかに普通の人間には把握できないかについて、「誠に知る、聖人は聖を知り、凡夫は知らず。凡夫の肉眼には戯しき人を見、聖人の通眼には隠身を見る。」と説くが、さらに説話の末尾でこのことを譬喻によつて次のように語る。

五辛を食むことは仏の法の中に制む。而れども聖人食むときは罪を得る所無し。

転換する論理によって可変的に動いている。

ところで、こうした転換のロジックが露わになるのが、説話の末尾に付けられた譬喻のところであることは注目される。そこで以下、説話本体と末尾の譬喻の関係について見てみようと思つ。なかでも特に、一つの説話に対して三つの譬喻が付されているものがあり、説話と譬喻の関係を考えるうえで興味深い。

### 3 中巻・第二十四縁における三つの譬喻

中巻・第二十四「閻羅王の使の鬼、召さる人の賂<sup>あざ</sup>を得て免す縁」(標題)は、人の死を司る閻羅王から迎えが来た磐鳴という人物が、使者の鬼に賂をしたために死を免れることができたという話だが、末尾に、中国の靈験記に載る話と仏典に載る話を三つ並べる。その箇所を挙げる。

大唐の徳玄は、般若の力を被りて閻羅王の使に召され、毒を脱る。日本の磐鳴は、寺の商の錢を受けて閻羅王の使の鬼に追ひ召さる難を脱る。花を売りし女人は忉利天に生れ、毒を供りし拘多は返りて善き心を生すといふは、其れ斯れを謂ふなり。

「といふは、其れ斯れを謂ふなり。」といって、大唐の徳玄の話と、花を売りし女人の話と、毒を供りし拘多の話が、説話本体の磐鳴の話と置き換える可能な、譬喻の関係にあることを示している。では、磐鳴の話と末尾に付けられた三つの話とは、それぞれどういう点で置き換え可能なのだろうか。

「五辛」とは、葱など刺激のある食物五種類のことと、これを僧が食べることは戒律で禁じられていた。この五辛を誰かが食べたという事は、説話の中には出てこない。「隠身の聖」という存在が、普通の人間には理解を超えているということを、戒律で禁じられている五辛を食べても罪にならないということを、置き換えて、譬喻で語り直しているのである。

また、五辛と同様に肉食も戒律で禁じられているが、下巻・第六「禪師の食はむとする魚 法華經と化作りて俗の誹を覆す縁」(標題)では、「実は魚の体なりといへども、聖人の食物と就れば、法華經と化るなり。」とあって、聖人が食べれば罪にならないと説かれている。説話の末尾では、

當に知るべし、法の為に身を助ければ、食物に於きては、毒を雜へたるもの食ふといへども甘露と成り、魚の辛を食ふといへども罪を犯すにあらず。魚化りて經と成り、天感きて道を済ふ。

とあって、「魚の辛を食ふといへども罪を犯すにあらず」ということを、「毒を雜へたるもの食ふといへども甘露と成り」という別の事柄に置き換えて、重ねて説いている。毒を食べたとき、その毒が甘露に変わる。同様に、魚を食べたとき、その魚が法華經に変わる、だから罪にならない。聖人が法のために魚を食べるには、法華經を体内に取り込むのと同じことで、だから罪にならないという論法であろう。このように悪を善に転換してしまうのが【靈異記】の「聖」であり、因果もこうした

一つめの「大唐の徳玄は、般若の力を被りて閻羅王の使に召さる難を脱る。」は、中國で編纂された仏典靈験記である【金剛般若經集驗記】卷上・救護篇に載る話で、磐鳴の話と同様に、死ぬはずだった人が閻羅王から派遣された鬼に食をもなしたことによって死を免れることができたといつもの。「般若の力を被りて」というのは、徳玄に食をもてなされた鬼が、その恩に報いるため、金剛般若經を誦誦すれば命を延ばすことができると言えたことを指す。こうしてまずは、鬼に食をもなすことと般若經誦誦の靈験によって死を免れたという点で共通する話を、「大唐の徳玄は…」と「日本の磐鳴は…」といつて、中國と日本の対比のものと並べる。

次に、「花を売りし女人」と「毒を供りし拘多」は、両方とも【大莊嚴經論】という、教義に関する譬え話を集めた「本縁」というジャンルの經典に収められている。「花を売りし女人は忉利天に生れ」は、卷五の二十八「貧優婆塞、売花の故事を説く縁」が典拠である。この話は、ある優婆塞が、仏を供養するための花を売るとはどういう意味をもつ行いなのかについて、故事を引いて人々に教えを説くというのである。売花の故事とは、菩薩を供養するためには花を求めていた修行者に、持つていた花を売つてあげた女人が、その善因に対する善果として天上に転生できたというもの。「花を売りし女人は忉利天に生れ」という文言は、この売花の故事を説いた左の偈の中に出でくる。

昔日の須彌の如し。本曾て一花を売りて、九十一劫の中に天上に快樂を受けつ。今日最後の身にて、涅槃の樂を得た

り。また放牛女に如似たり。奥悪の草花、衆人の喜ばざる所を以て、女人此の花を売つて忉利天に生ずるを得たり。

優婆塞はこれにつづけて、売花の女人を次のように評価する。

彼の女の売る所の如く、我今仏に向はんと欲して、亦此の花を売らんと欲す。能く是の如き心を發すは、希有にして極めて值ひ難し。此の如く花を売る者、三界の中に比なし。

「彼の女の売る所の如く、我今仏に向はんと欲して」とは、別の箇所では、「我若し売る時は、極めて貴値を得、然る後に當に与ふべし。」とある。仏を供養するための花を売つた善報として天上に転生できたということが、売買のうえでの「極めて貴値を得」と言われる。

さらに、「売る」ということは何を意味するのかについて、続けて述べる。

今我れ売りて仏に上る。世間に倫疋なき是の如き法の商主に、終に貧窮の時なし。此の売るとは最も勝と為す。名稱に功德あり。我今此の花を持して、以て塔に供養せん。

仏を「法の商主」と呼ぶ。無尽藏の資本を所有する仏に対して、上手に売買の取引きをすれば、天上に転生するという「極

「大火に入らんと欲して、却りて涼冷の池を獲たり。」とは、仏を殺害するために火坑の落とし穴が掘られたが、仏の足がその上に触れるやいなや、炎の燃えさかる熱い火坑は、「却りて」冷たい池に変わった、という話を指している。また、「我れ本毒を与へんと欲して、而して甘露の食を獲たり。」とは、掬多が仏を殺害する意図のもとに準備した、毒を入れた食事も、仏の力によって逆に美味しい食事となつたという話を指す。この二つの奇蹟を目の当たりにした掬多は、「返りて」仏を信じる善心が生じた。最後の、「闘諍もて應に財を失ふべきに、反りて大利を得たり。」とは、仏と対立したことによって本来なら地獄に落ちるところを、「反りて」仏に帰依する心が生じ、正しい道に入ることができたということを、「財を失ふ」・「大利を得」という商売の話に置き換えて、譬喩でもつて説いている。

この偈において、「却りて」「面して」「反りて」と、逆説で事態が展開し、いずれも惡が仏の力によつて善に転じる。掬多の、仏を殺害しようと企てた惡は、仏に遇うといつて、逆に善に転換された。

それにしてもこの掬多の話は、「靈異記」の磐鳴の話とどのようにつながるのだろうか。鬼に賂をしたために死を免れた磐鳴の話と、仏に毒を供つたために返つて善心を生じた掬多の話とは、一見何の関連性も見出せない。磐鳴の話を語り直すために掬多の話を置かれているのか。掬多の話に置き換えることと、何が譬えられているのだろうか。

めて貴値を得」ができる。無限の慈悲をもつた仏に帰依するとはどういうことかを、売買の譬えによつて説いているのである。

さて、この譬え話と「靈異記」の磐鳴の話との接点は何か。磐鳴は、閻羅王の使者の鬼に賂をする代價として、死を免れるという取引きを成功させた。接点は、上手な取引きとは決して悪いことはない。仏への信が、仏との関係の作り方という知の問題に通じているのである。

では、三つめの、「毒を供りし掬多は返りて善き心を生す。」はどうか。「大莊嚴經論」卷十三の六十七「尸利毘多、帰仏の縁」が典拠である。これは外道の師に従う掬多という人が、自分の師の優位を証明するために、師のライバルである仏陀の殺害を試み、それが逆に縁となって「[返りて]、仏への信敬心が生じた」という話である。話の末尾に付された偈には、こうある。

我れ愚癡および邪見の海を度りぬ。惡道を畏れずして、我れ黒闇に入らんと欲せしに、仏に遇ひたてまつりて大明を得。大火に入らんと欲して、却りて涼冷の池を獲たり。嗚呼仏は大人なり。嗚呼法は清淨なり。具さに廣説する能はず。我今但だ略して説くのみ。我れ本毒を与へんと欲して、而して甘露の食を獲たり。闘諍もて應に財を失ふべきに、反りて大利を得たり。

#### 4 磐鳴の話と機縁

閻羅王の使の鬼、召さるる人の賂を得て免す縁（中巻・二十四）

磐鳴は、磐築の左京の六条五坊の人なり。大安寺の西里に居住む。聖武天皇の世に、其の大安寺の修多羅分の錢三十貫を借りて、越前の都魯鹿津に往きて交易ひ、之れを以ちて運び超えむとして船に載せ、家に来らむとする時に、忽然に病を得たり。

まず話の冒頭で、「忽然に病を得」たときがどういう「時」だつたのかについて語り出す。この「時」が、この話のなかではとても重要な意味をもつ。

「忽然に」という言い回しは、「靈異記」のなかでは、因に対する果の到来のときに使われることが多い。ここでは何の因によるものかは語られていないが、ある因に対する報果が、突然の病と死という形で到来しつつあることをあらわす。がしかしこの話では、目の前まで來ていた死の運命が、その通りには進んで行かない。病死という悪果は、結局回避された。悪因から悪果への接続を切り換え、別の方に向に転換させたのは、冒頭で語り出されたところの、「時」である。

閻魔王が迎えの使者である鬼を磐鳴のもとに派遣したのは、磐鳴が寺から借りたお金で元手にして交易をしている最中だった。この時機（タイミング）が大きかった。磐鳴のもとにやって来た鬼は、次のように話す。

使の鬼答へて言はく「我れ等先に汝が家に往きて問へば、答へて曰く「商に往きていたまだ来らず」といふ。故に津に至りて求め當に相ひて捉へむとすれば、四王の使有りて逃

へて言はく、「免すべし」寺の交易の錢を受けて商ひ奉るが故に「といふ。故に暫免すのみ。汝を召さむとして日を累ねて、我飢ゑ疲る。もし食物有りや」といふ。

使者の鬼は閻羅王のもとを出発してから、かなり時間のロスをさせられていたようだ。まず磐鳴の留守中の家に行き、そこから交易をしている都魯鹿津に追いかけて行き、津で磐鳴を見つけたものの、元手の錢を貸し付けている大安寺の四天王から使者が来て、寺のお金で交易しているのだから、交易中は閻羅王のところに連れて行くと言われ、交易が済むのを待つていた。交易は、津で買いつけた海産物を都に運び、都で売つて利潤を上げ、貸し付け主の寺に利子を支払う。だから少なくとも、海産物を都に運ぶ手配を済ますまで、寺のために鬼は待つていなければならなかつた。そのため閻魔王のもとを出発してから日数が積もり、「飢ゑ疲」て、磐鳴に食物を乞うことになつてしまつ。

磐鳴はここで取引きを提案する。牛肉で鬼をもてなす代價として、閻羅王のもとに連れて行くのをやめてくれという取引きである。結局、同じ年に生まれた者を身代わりに立て、また鬼の罪を脱れさせるための金剛般若經読経を条件に交渉は成立し、磐鳴はこのたびの死を免れることができ、年九十余歳までの長命を得ることができた。

そもそも磐鳴が鬼との取引きを成功させ長命を得ることが出来たのは、都魯鹿津で鬼が磐鳴を見つけ閻羅王のもとに連れて行こうとしているときに、大安寺の四天王からの使者がそれに待つたをかけたことが大きい。そして四天王がそうしたのは、特に磐鳴が善行の功徳を積んでいたからというわけではなく、たまたま寺の錢を元手にした交易の最中という時機だったからである。この時機（タイミング）によって、悪因から悪果への接続が途中で方向転換し、病死という悪果を免れた。

このように「靈異記」の因果は、因と果が一定の規則にのつとつて進むばかりではなく、ある特別な時機とか、ある特別な

き、いかよにも置き換えを重ねていくことができるからである。このような「靈異記」の譬喻のあり方は、仏典注釈で展開される、仏典のことばは譬喻であるといつ論議といかに接しているか。後考を期したい。

人の特別な事情などによって、途中でどんどんコースが切り替わっていく、思いがけなさに満ちた可変的なものもある。寺川真知夫氏は「靈異記」の因果について、「人の為す業（因）が、仏菩薩の衆生に慈悲をかけて救つてやろう」という回向や經典の威神力の助けを得（縁として）、報（果）を結ぶのである」と述べる。つまり、因と果の間には「縁」が介在するということである。普通いわれるところの因果律とは、因と果がストレートにつながつており、一定の法則にのつとつて因と果が対応している。それに対して「靈異記」の因果は、因と果の間に「縁」が介在することで、そこに思いがけなさや可変性が生み出される。

磐鳴の場合で言うと、何らかの悪因によって病で死ぬという悪果が来るはずだったのに、たまたま寺のお金で元手にした交易の最中だったという時機が、「縁」として介在し、別の方向に果が転じて長命を得る。鬼に賂をするという第一の因によつて、長命を得るという、善因善果へと切り替わるのだ。

そして、このことを置き換へ、譬えていのが、末尾の文言「毒を供りし掬多は返りて善き心を生す。」である。毒を供るという悪因に対しても悪果が来るべきところを、仏の慈悲が「縁」として介在し、「かえりて」善心を生すという転換が起つり、善因善果のコースに進入する。「かえりて」という逆接は、こうした「縁」を契機にしたポイント切り替えを指す。この点において掬多の話は磐鳴の話の譬喻となるのである。

以上、三つの譬喻は磐鳴の話の譬喻となるのである。

終に家に望り、食を備けて饗す。鬼云はく「我れは牛の宋の味を嗜む。故に牛の宋を齧せよ。牛を捕る鬼は我れなり。」といふ。磐鳴云はく「我が家に斑なる牛二頭有り。之れを以ちて進らむが故に、ただし我れを免せ」といふ。

鬼云はく「我れ今汝が物を多く得て食ふ。其の恩の幸の故に今汝を免さば、我れ重き罪に入りて鉄の杖を持ちて打たること百段なるべし。もし汝と同じき年の人有りや」といふ。

(1) 一〇〇一年夏季セミナーの渡部亮一氏の発表「収集される安樂園—過程としての『日本靈異記』」は、景戒の『靈異記』編纂を、辿りつけない完全世界へ向かっての果てしなき収集として捉える。

(2) 「ことばの神話学」（古代文学講座7・勉誠社・一九九四年）

(3) 八重樫直比古氏「日本靈異記」における因果の理法」（古代の仏教と天皇）翰林書房・一九九四年）は、景戒が「靈異記」を編纂したのは、悪因悪果の連鎖に気づかせ、その連鎖を断つて善因善果の連鎖へとポイントを切り替え进入させるためであると説く。「靈異記」には、ポイント切り替えが起つりつある話もある。

(4) 「新纂大日本統志經」第八十七卷

(5) 「國説一切經」本縁部八　ただし一部訓説を私に改めた箇所がある。

(6) 「因果の具現」（日本文学と仏教思想）世界思想社・一九八四年）